

第 1 2 号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律第 1 9 条第 8 号に基づく利用特定個人情報
の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）の
改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第
27号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「第157条で」を「第157条第5号か
ら第18号までに」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。